久慈市消費生活相談員（パートタイム会計年度任用職員）募集要項

１　募集する職種及び採用予定人員等

（１）職　　名　　消費生活相談員
（２）採用予定人員　　１名
（３）採用予定年月日　　採用候補者と協議のうえ決定（令和４年４月１日以降）

２　応募資格

次の全てに該当する方
（１）令和４年４月１日現在で高等学校卒業以上の学歴を有する方
（２）久慈市内に居住または通勤可能な方で普通自動車運転免許（ＡＴ限定可）を有する方
（３）パソコンの基本操作が可能で、心身ともに健康な方
（４）消費者問題に関心があり、職務を遂行する熱意がある方で、下記アまたはイのいずれかに該当する方
ア　次の①～④のうちいずれかの資格を有する方
① 消費生活相談員　（国家資格）
② 消費生活専門相談員　（独立行政法人国民生活センター認定）
③ 消費生活アドバイザー　（一般財団法人日本産業協会認定）
④ 消費生活コンサルタント　（一般財団法人日本消費者協会認定）
イ　採用後、消費生活相談員の資格を取得する意思のある方
※採用後、「消費生活相談員資格試験」を受験いただき、消費生活相談員資格の取得に努めていただきます。

３　提出書類

（１）履歴書（市販の用紙を使用し、写真添付のこと）
※自宅または携帯電話番号を必ず記入すること
（２）上記２応募資格（４）アの有資格者は、資格を有することを証明する書類の写し

４　応募方法

（１）申込期限
随時受付
（２）申込方法
持参または郵送により、久慈市役所生活環境課生活安全係（〒028-8030 久慈市川崎町１番１号　電話 0194-54-8003）へ上記３提出書類を提出してください。（持参の場合は、土日祝日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分まで。郵送の場合は必着）

５　選考方法

提出書類（履歴書等）の審査と面接試験により選考します。面接試験の日時及び

場所等詳細は応募者に別途お知らせします。

6　職務内容及び勤務条件等

（1）職務内容

職務は次のアからエまでのとおりです。

ア　事業者と消費者との間の取引について生じた消費者からの苦情に関する相談業務及び苦情処理のためのあっせん業務

イ　久慈広域管内での消費者講座など、消費者教育及び啓発に関する業務

ウ　多重債務に関する相談業務

エ　その他、消費者の利益の擁護及び増進に関する業務等

（2）勤務条件等

ア　身　　分　　一般職の地方公務員（会計年度任用職員）

イ　任用期間　　任用開始日から令和５年３月 31 日まで

市が必要と認めた場合は、勤務実績等を勘案し、再度任用します。

ウ　勤務場所　　久慈市消費生活センター（久慈市川崎町１番１号）

エ　勤務日・勤務時間

原則月曜日から金曜日（祝日を除く）までの週 30 時間で、勤務時間は９時から 16 時または 10 時から 17 時までとなります。なお、業務の都合により変更になる場合があります。（昼休憩 60 分）

オ　休　　日　　土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、年末年始（12 月 29 日から１月３日まで）

カ　有給休暇　　10 日（任用初年度）

キ　報　　酬　　月額基本報酬 120,929 円～181,006 円（予定。資格の有無及び経験等を考慮して決定します。）

ク　手　　当　　通勤手当及び期末手当（条件あり）

ケ　そ の 他　　健康保険、厚生年金及び雇用保険あり